

田原本町ふれあい農園  
指定管理者募集要項

令和8年7月  
田原本町

## 田原本町ふれあい農園指定管理者募集要項

田原本町ふれあい農園（以下「ふれあい農園」という。）について、田原本町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例に基づき、当該施設に係る指定管理者を次のとおり募集します。

### 1 施設の概要

農園の名称及び所在地並びに概要

名 称	位 置	概 要
田原本町ふれあい農園	田原本町大字秦庄 101 番地の 1	2,958 m <sup>2</sup> 68 区画
	田原本町大字秦庄 102 番地の 1	
	田原本町大字八尾 258 番地の 1	2,313 m <sup>2</sup> 38 区画
	田原本町大字八尾 259 番地の 1	
田原本町大字八尾 260 番地の 1		

### 2 業務の範囲

#### (1) 農園の利用許可に関する業務

農園を利用する者に関しては、特定農地貸付規程により利用を許可します。

#### (2) 農園の管理運営に関する業務

- ・予約の受付に関する業務
- ・各種広報等、施設の利用促進を図る上で必要とする業務。
- ・田原本町への業務報告書等の作成に関する事項
- ・その他必要な事項

#### (3) 農園及び設備の維持管理・運営等

指定管理者は、貸付農地を適切に維持・管理を行ってください。

#### (4) 利用料金徴収業務

利用料金徴収時に利用者に領収書を交付し、帳簿を用いて利用料金収入を整理してください。

#### (5) 事業報告書の作成

- ・臨時報告（事故等の報告、一報後に書面で行う内容の記入）
- ・年次報告（事業報告、精算書、提出を求めた書類などの報告内容の記入）

### 3 指定の期間等

令和8年10月1日から令和13年9月30日までとします。ただし、管理を継続することが適当でないと認めるときは、指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

### 4 利用料金、管理経費及び基準

#### (1) 利用料金

- ① 利用料金は、ふれあい農園 1 区画（30m<sup>2</sup>）につき 年額10,000円とします。
- ② 利用料金は、地方自治法第244条の2第8項の規定に基づき、ふれあい農園の利用料金を指定管理者の収入として收受し、管理に係る経費とします。

#### (2) 管理経費

町が指定管理者に支払う管理経費は、0円とします。また、指定管理者が支出した管理経費が協定に基づいた利用料金収入を超えた場合において、その額に対して補償は行いません。

### (3) 管理の基準

#### ① 法令等の遵守

地方自治法、労働基準法、個人情報保護法、田原本町ふれあい農園設置条例（以下「条例」という。）、同条例施行規則、田原本町情報公開条例及びその他関係法令等を遵守してください。

#### ② 指定管理業務の一括委託の禁止

指定管理業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることを禁止します。ただし、指定管理業務の一部を委託し、又は請け負わせることについて、あらかじめ町長の承認を得た場合はこの限りではありません。

## 5 運営体制

### (1) 管理担当職員の配置等

指定管理者は、農園の管理にあたり、適切な維持管理及び運営を図るため、農業について専門的な知識・技術を有し、利用者に栽培指導ができる管理担当職員を置くものとします。

### (2) 管理担当職員は、次の業務を行うものとします。

①貸付農地及び施設の見回り並びに利用者に対する必要な指示

②貸付農地における作物の栽培等の指導

### (3) 開始の整備

指定管理の指定を受けた場合においては、万全の体制で指定管理業務が遂行できるよう自らの負担と責任において、準備作業を行ってください。

### (4) 責任分担

ふれあい農園の施設、設備等の点検、保守、安全管理及び修繕は、原則、指定管理者の費用と責任において行ってください。なお、主な責任分担は次のとおりとします。

指定管理者と田原本町の責任分担

項目	指定管理者	田原本町
運営の基本的考え方	◎	○
苦情対応	◎	
事故対応	◎	
施設の修繕等	◎ (農園毎に年5万円以内)	○ (左記金額を超える場合)
広報	○	◎
施設の管理運営	◎	
倉庫等の物品管理	◎	
必要な消耗品の購入	◎	
備品の購入及び管理	◎	
災害復旧		◎

※ ◎＝主たる責任、○＝従たる責任

※広報の紙面には限りがありますので、必ず掲載できるわけではありません。

※上記に該当しない場合は、別途協議するものとします。

## 6 調査及び監査

町長は、必要に応じて施設の管理運営の業務に係る検査を行うことが出来るものとし、指定管理者は、これに協力すること。

## 7 申請の資格

指定管理者の申請の資格は、次のとおりとします。

- (1) 法人及びその他の団体（以下「団体」という。）であること（個人での申請はできません。）。
- (2) 事業計画書に沿ったふれあい農園の管理を安全かつ円滑に運営できること。
- (3) 団体が次の要件の全てを満たす者とする。
  - ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
  - ② 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続き又は民事再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
  - ③ 田原本町暴力団排除条例（平成23年12月田原本町条例第21号）第6条に規定する者及び第8条第1項に規定する暴力団関係事業者には該当しないこと。
  - ④ 直近2年間の国税・地方税の滞納がない者であること。
  - ⑤ 告示日以降に、国及び地方公共団体から入札等参加停止措置を受けていないこと。

## 8 提出書類

- (1) 指定管理者指定申請書（様式第1号）
- (2) 田原本町ふれあい農園事業計画書（様式第2号）
- (3) 田原本町ふれあい農園収支予算書（様式第3号）（年度ごとに作成）
- (4) 申請の資格を有している旨の申立書（様式第4号）
- (5) 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類（最新のもの）
- (6) 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体の場合は代表者の住民票の写し（申請の日の3か月以内に発行のもの）
- (7) 団体の申請の日に属する事業年度の直近2事業年度の事業報告書、貸借対照表及び財産目録又はこれらに類するもの
- (8) 団体の申請の日に属する事業年度の事業計画書及び収支予算書
- (9) 団体の役員名簿その他これに類する書類
- (10) 法人の場合は国税（法人税、消費税及び地方消費税）及び主たる事業所の所在地の地方税の直近2年分の納税証明書、法人以外の団体の場合は代表者の納税証明書

## 9 申請手続き

- (1) 募集要項の配布（田原本町のホームページからダウンロードすることもできます。）
  - ① 田原本町ふれあい農園指定管理者募集要項
  - ② 田原本町ふれあい農園指定管理者業務仕様書
  - ③ 指定管理者指定申請書（様式第1号）
  - ④ 田原本町ふれあい農園事業計画書（様式第2号）
  - ⑤ 田原本町ふれあい農園収支予算書（様式第3号）
  - ⑥ 申請の資格を有している旨の申立書（様式第4号）
  - ⑦ 現地説明会参加申込書（様式第5号）
  - ⑧ 質問票（様式第6号）
  - ⑨ 田原本町ふれあい農園設置条例及び同条例施行規則
  - ⑩ 田原本町公の施設における指定管理者の指定の手続き等に関する条例
- (2) 募集期間  
令和8年7月1日（水）から令和8年7月21日（火）まで  
午前9時から午後4時30分まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
- (3) 募集要項の配布場所及び提出先

募集期間内に下記に直接持参してください。郵送による提出はできません。

〒636-0392 奈良県磯城郡田原本町890-1

田原本町役場産業建設部かせぐ地域課

電話 0744-34-2080

FAX 0744-32-2977

電子メールアドレス nosei@town.tawaramoto.nara.jp

#### (4) 提出部数

正本1部、副本1部、副本をスキャンしたPDFデータ一式を記録したCD-R等の電子記録媒体(USB不可)1枚

副本およびデータについては、全ての書類において参加事業者を特定できる情報(会社名、代表者氏名、役員氏名、住所、電話番号等)を削除又は黒塗りをして提出すること。削除又は黒塗り等が不十分な場合は、その補正を指示し、又は町が当該箇所を削除又は黒塗り等することがある。

#### (5) 現地説明会(参加申込みがある場合のみ)

##### ① 説明会の日時

令和8年7月10日(金) ※時間については別途指示します

##### ② 説明会の場所

田原本町ふれあい農園 八尾

##### ③ 参加申込みの方法

令和8年7月9日(木)の午後4時30分までに、持参、郵送、電子メールにより現地説明会参加申込書(様式第5号)を田原本町役場産業建設部かせぐ地域課に提出してください。

##### ④ その他

参加人数は、1団体2名までとします。

#### (6) 質問及び回答

##### ① 受付

仕様書について質問がある場合は、令和8年7月13日(月)の午後4時30分までに、質問票(様式第6号)を持参、郵送、電子メールにより提出してください。口頭、電話による質問にはお答えできません。また、意見の表明と解されるもの、質問内容が不明瞭なものについては回答しません。

##### ② 回答

質問に対する回答は、令和8年7月15日(水)までにホームページ上で公表します。

#### (7) 電子メールでの提出について

現地説明会参加申込書(様式第5号)及び質問票(様式第6号)を電子メールで提出の場合は、提出先に電話により到着の有無を確認してください。

### 10 選定方法

#### (1) 指定管理者の候補者の選定方法

申請者は提出した事業計画書等に基づくプレゼンテーション審査を行う。田原本町指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)の選定委員は、下記評価基準によりこれを審査して評価を行います。ただし、各選定委員の評価点の平均が102点満点の6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない者は選定の対象としません。

各選定委員の評価合計点数で最も高い点数を一番多く得た者を指定管理候補者とします。

なお、最も高い点数を得た者が複数あった場合には、選定委員の多数決により指定管理候補者を選

定します。

(2) プレゼンテーション審査の開催

プレゼンテーション審査の開催日は別途通知します。

ただし、選定委員会においてプレゼンテーション審査を不要と認めた場合は、書類審査に変更する場合があります。

(3) 評価基準（102点満点）

評価項目	評価事項	点数
① 事業実績（10点）	類似施設の管理実績はあるか	10
② 事業実施計画（20点）	効果的・効率的な事業内容となっているか	10
	施設・備品の保全に関する考え方はどうか	10
③ 住民サービス（30点）	利用者サービス向上に向けた取組となっているか	15
	苦情・トラブルに対する対応や防止に向けた取組となっているか	15
④ 安全管理（30点）	日常の保安・警備体制は、適切なものとなっているか	10
	事故・災害時の対応は、適切なものとなっているか	10
	利用者の事故等に対する補償は、適切なものとなっているか	10
⑤ 経営基盤（10点）	財務状況が健全で経営の継続性が見込めるか	10
⑥ 社会的価値（2点） （加点事由）	別紙「指定管理審査における社会的な価値の勘案基準」に規定した項目のいずれかに該当しているか	2

(4) 審査結果の通知及び公表

審査結果は、各申請者に対して、文書により通知します。

また、審査の結果（参加事業者名、評価点数）及び指定管理候補者については、町ホームページ等で公表します。

1.1 指定管理者の指定等

(1) 指定

指定管理者の候補者を、田原本町議会の議決を経て、指定管理者に指定します。ただし、選定後、指定管理者の候補者に指定管理者として管理を行わせることが適当でない認められる事由が判明した場合は、指定管理者を指定しない場合があります。

(2) 協定の締結

指定後、管理を開始するまでに、町と指定管理者は協議の上、田原本町ふれあい農園の管理に関する協定を締結します。

(3) 指定の取消し

指定後、当該指定管理者に管理を行わせることが適当でない認められる事由が判明した場合は、指定を取り消す場合があります。

(4) 事業の実施の準備のために支出した費用の負担

指定管理者の候補者を指定しなかった場合、及び施設の管理を開始するまでに指定を取り消した場合、指定管理者の候補者が事業の実施の準備のために支出した費用等については、補償しません。

1.2 留意事項

- (1) 申請に要する費用は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類は、お返しできません。
- (3) 提出された書類の著作権は、作成団体に帰属します。なお、町は必要に応じて提出された書類を複写又は公表できるものとします。
- (4) 提出された書類は、情報公開の請求により開示することがあります。
- (5) 申請は、1団体につき1件（共同体を結成して申請する場合を含む。）のみとします。
- (6) 申請の際に提出した書類の内容の変更は、軽微な誤りの修正を除き、認めません。
- (7) 申請後において、申請資格が喪失する事由が生じた場合、申請者は、直ちに届出を取り下げしてください。申請者の都合により申請を取り消す場合も同様とします。なお、一度申請を取り消した後、再度申請することはできません。
- (8) 申請書類に虚偽があった場合や申請者が選定に対する不当な要求をした場合、選定審査の対象から除外します。
- (9) 選定結果に対する異議申し立てには応じません。